

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 7 月 9 日 (金) 第224号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定施業要件の変更予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 救急病院等の認定 (保健医療福祉課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 2
- 県営土地改良事業に係る換地処分 (4件) (農地整備課取扱い) 2
- 基本測量の実施 (2件) (監理課取扱い) 3
- 公共測量の実施 (2件) (監理課取扱い) 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 4
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大隅地域振興局取扱い) 4

公 告

- 落札者等の公告 (管財課取扱い) 5
- 一般競争入札公告 (大隅加工技術研究センター取扱い) 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正 (※) (選挙管理委員会取扱い) 8

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (2件) (監査委員事務局取扱い) 8

正 誤

- 鹿児島県公報第189号の2 (令和3年3月9日付け) の一部訂正 (砂防課取扱い) 10

告 示

鹿児島県告示第796号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2 第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和3年7月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年8月30日鹿児島県告示第1360号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び西之

表市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第797号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により，次の病院を救急病院として認定した。

令和3年7月9日

鹿児島県知事 塩田康一

1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
霧島市立医師会医療センター	霧島市隼人町松永3320番地

2 認定の有効期限

令和6年7月12日

鹿児島県告示第798号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年7月9日

鹿児島県知事 塩田康一

病 院 又 は 診 療 所		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
加治木整形外科病院	始良市加治木町港町131番地 30	令和3年 7月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第799号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年7月9日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更 新 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
名 称	所 在 地		
あおい薬局	薩摩川内市中郷三丁目62番地	令和3年 7月1日	育成医療・更 生医療

鹿児島県告示第800号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（生産基盤型）志布志地区十文字1換地区の換地計画に係る換地処分を，令和3年6月25日に行った。

令和3年7月9日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第801号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（生産基盤型）志布志地区十文字2換地区の換地計画に係る換地処分を，令和3年6月25日に行った。

令和3年7月9日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第802号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（生産基盤型）志布志地区片野1換地区の換地計画に係る換地処分を，令和

3年6月25日に行った。

令和3年7月9日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第803号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、土地改良事業県営中山間地域総合整備（生産基盤型）志布志地区片野2換地区の換地計画に係る換地処分を、令和3年6月25日に行った。

令和3年7月9日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第804号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（離島の基準点設置）
- 2 作業の期間 令和3年7月1日から令和4年2月28日まで
- 3 作業の地域 十島村

鹿児島県告示第805号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 基本測量（成果不整合地域における基準点改測）
- 2 作業の期間 令和3年8月11日から令和4年2月2日まで
- 3 作業の地域 奄美市及び大和村

鹿児島県告示第806号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、志布志市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（空中写真測量：数値図化及び修正数値図化）
- 2 作業の期間 令和3年6月22日から令和4年3月18日まで
- 3 作業の地域 志布志市

鹿児島県告示第807号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、薩摩川内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和3年7月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 作業の種類 公共測量（温泉場土地区画整理事業 出来形確認測量（4級基準点測量））
- 2 作業の期間 令和3年7月1日から同年10月13日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市入来町副田地内

鹿児島県告示第808号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和3年7月9日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	日置市	急・中川12

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第809号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和3年7月9日

鹿児島県知事 塩田康一

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	日置市	急・中川12

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

大隅地域振興局告示第14号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和3年7月9日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所支援事業所 つむぐ	鹿屋市川西町 4801-1	社会福祉法人船 隈福祉会	鹿屋市川西町 4796番地	船隈 洋見	令和3年 6月30日	児童発達 支援・保 育所等訪 問支援

大隅地域振興局告示第15号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和3年7月9日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
鹿児島自立支援 センターかのや	鹿屋市大浦町 14173番1	特定非営利活動 法人夢来郷たか くま	鹿屋市上高隈町 1894番地3	大迫 真	令和3年 6月30日	就労継続 支援B型

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和3年7月9日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
タブレットパソコン 4,100台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和3年5月20日
- 4 落札者の氏名及び住所
富士電機ITソリューション株式会社鹿児島支店
鹿児島市金生町4番10号
- 5 落札金額
379,500,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和3年4月9日

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入れについて、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年7月9日

鹿児島県大隅加工技術研究センター所長 中山久幸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入れをする物品等の名称及び数量
多機能小型真空凍結乾燥機の賃貸借 一式
 - (2) 借入れをする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
入札説明書による。
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 借入期間
令和4年3月1日から令和10年2月29日まで
なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
- (1) 申請の方法
資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。
- (2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643
- (3) 申請書類の受付期間
令和3年7月9日から同年8月6日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。
なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 入札の方法等
- (1) 入札書の記載
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書の提出場所
鹿児島県大隅加工技術研究センター
鹿屋市串良町山田4938番地 郵便番号 893-1601
- (3) 入札書の提出方法
(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (4) 入札書の提出期限
令和3年8月24日午後5時（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）。
- (5) 開札の日時及び場所
ア 日時 令和3年8月25日午後2時
イ 場所 鹿児島県大隅加工技術研究センター会議室
- (6) 入札説明書
ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
イ 入札説明書の交付場所及び交付期限
(2)及び(4)に同じ。
- 5 契約条項を示す場所及び期限
4の(2)及び(4)に同じ。
- 6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県大隅加工技術研究センター
鹿屋市串良町細山田4938番地 郵便番号 893-1601
電話番号 0994-31-0311
ファックス番号 0994-31-0319

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE HIRED:
Multi-function vacuum freeze dryer:1complete set
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 24 August 2021
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:

Kagoshima Prefectural Osumi Food Technology Development Center
 4938 Hosoyamada, Kushira-cho, Kanoya City, Kagoshima Prefecture 893-1601 Japan
 TEL 0994-31-0311
 FAX 0994-31-0319

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第19号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年7月9日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1の表71の項中「宮菌病院」を「介護医療院宮菌クリニック」に改め、同表200の項中「老人保健施設指宿やすらぎ園」を「介護老人保健施設指宿やすらぎ園」に改め、同表229の項中「老人保健施設ヴァンベールみどりの風」を「介護老人保健施設ヴァンベールみどりの風」に改め、同表278の項中「いちき串木野市下名3994-5」を「いちき串木野市別府3994-5」に改め、同表304の項中「いちき串木野市上名5391番地3」を「いちき串木野市生福5391番地3」に改め、2の表13の項中「いちき串木野市下名3570番地」を「いちき串木野市別府3570番地」に改め、3の表9の項中「指宿市山川町福元字間瀬戸4856-1」を「指宿市山川福元字間瀬戸4856-1」に改める。

監査委員公表

監査委員公表第7号

令和3年3月26日付け監査第197号の監査結果に基づき、令和3年5月18日付け財第22号で鹿児島県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和3年7月9日

鹿児島県監査委員 地頭所 恵
 同 大菌 豊
 同 瀬戸口 三郎
 同 遠嶋 春日 児

文書注意事項

所管部	団体名	事項の内容	講じた措置の内容
くらし 保健福 祉部	社会福祉法人 鹿児島県社会 福祉協議会	生活福祉資金貸付金について、未償還金が多額となっている。（未償還額3億3,881万9千円） （生活福祉資金貸付補助金） （社会福祉法人鹿児島県社会福祉協議会運営費補助金） （鹿児島県福祉サービス利用支援事業補助金） （鹿児島県ボランティアセンター活動事業費補助金）	1 県の指導、監督の強化 低所得世帯等への貸付という資金の性格も踏まえつつ、債権管理の強化に努めるよう、引き続き鹿児島県社会福祉協議会への指導を徹底していく。 2 当該団体の講じた改善措置 (1) 滞納世帯及び借受関係者への督促状の送付や市町村社会福祉協議会・民生委員と連携した償還指導など、引き続き債権管理の強化に努めることとした。 (2) 償還困難案件については、市町村社会福祉協議会を通じての状況調査や個別訪問を実施し、

		(鹿児島県社会福祉センター管理運営費等助成事業補助金) (鹿児島県福祉サービスに関する苦情解決事業補助金) (鹿児島県介護福祉士修学資金等貸付事業費補助金) (鹿児島県福祉施設経営指導事業費補助金) (鹿児島県すこやか長寿社会運動推進事業補助金) (鹿児島県地域福祉振興基金貸付金)	償還免除要件に該当しないかを検討するなど、引き続き適切な処理に努めることとした。
土木部	鹿児島県住宅供給公社	経営健全化計画に取り組んでおり、当期純利益が黒字となったが、依然として債務超過額が多額となっている。(債務超過額27億5,738万円) (鹿児島県住宅供給公社出資金) (鹿児島県住宅供給公社経営健全化資金貸付金) (鹿児島県住宅供給公社に対する金融機関融資損失補償)	1 県の指導、監督の強化 鹿児島県住宅供給公社の分譲促進等を支援し、経営の健全化を図るため、引き続き指導を徹底していく。 2 当該団体の講じた改善措置 住宅メーカーと協働した住宅完成見学会の開催をはじめ、各種キャンペーンの実施等による積極的な宅地の販売や、フリーレント制度等を活用した賃貸施設等の入居促進に取り組むとともに、人件費等の固定経費の削減を行うこととしている。 今後とも、分譲資産の早期売却や賃貸施設等の空室解消を図るなどの収支改善及び有利子負債の早期解消に向けた取組を進め、一層の経営改善に努めることとした。

監査委員公表第8号

令和3年3月26日付け監査第199号の監査結果に基づき、令和3年5月25日付け鹿教総第87号で鹿児島県教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和3年7月9日

鹿児島県監査委員 地頭所 恵
 同 大 菌 豊
 同 瀬戸口三郎
 同 遠嶋春日児

文書注意事項

所管部	団体名	事項の内容	講じた措置の内容
教育委員会	公益財団法人鹿児島県育英	育英奨学金貸付金について、未償還額が多額と	1 県の指導、監督の強化 学校との連携や法的措置、債権

財団		<p>なっている。（未償還額4億3,007万2千円） （公益財団法人鹿児島県育英財団出捐金） （鹿児島県育英財団補助金） （奨学金返還支援基金負担金） （鹿児島県育英奨学資金貸付原資貸付金） （大学等入学時奨学金貸付金）</p>	<p>管理協力員の実効性のある滞納対策など、多額の未償還額の縮減に向けて、引き続き助言・指導を徹底していく。</p> <p>2 当該団体の講じた改善措置 育英奨学金返還額の未償還額については、これまでも、毎年開催される公立・私立高等学校長会において、滞納者の実態を説明し、在学中における奨学生の返還意識の確立、新規卒業者に対する返還意識の徹底を図ることにより、卒業生が新規滞納者とならないよう未然防止に努めている。また、滞納者となっている卒業生への返還指導を依頼するなど学校と連携した取組を行っている。</p> <p>さらに、滞納者に対しては、文書督促、電話督促等、通常の督促業務に加え、法的措置及び債権管理協力員による訪問督促等、実効性のある滞納対策に取り組んでいるところであるが、多額の未償還額の現状を踏まえ、引き続き工夫改善しながらその縮減に努めてまいりたい。</p>
----	--	---	--

正 誤

令和3年3月9日付け鹿児島県公報第189号の2中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
8	下から18行目	, 急・西俣下6	(削る。)
11	上から7行目	, 急・西俣下6	(削る。)